

2017年1月15日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2017.新年号 Vol.1701

新年号

副業・兼業のススメ?! ~ 働き方改革の促進 ~



業務案内

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、賃金規程等の作成、運用サポート
- ・人事、賃金、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【2017年 企業支援メニュー】

- ・労使トラブル未然対策のご提案
- ・採用時適性診断サービス
- ・助成金活用診断サービス

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

本年もより充実したサービスを提供し、皆さんが安心して業務に専念できる環境づくりに努めて参ります。是非、お気軽にご相談ください！

迎春

年頭のごあいさつ



田中社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士

代表 田中 洋

新年 明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、イギリスのEU離脱（ブレグジット）やイタリアの改憲否決、またトランプ次期大統領の選出など、世界で驚きと混乱を起こした国民投票や選挙がありました。また、韓国では大規模デモの末、大統領の弾劾が可決されるなど、「今の政治」「今の世の中」に不満を持っている人が世界中で『声』を上げたのかもしれない。日本でも「日本死ね」ブログに端を発した待機児童問題や、盛土問題に揺れた豊洲移転など、多くの隠された真実が表面化しました。SNSが発達し、皆が情報発信者となる時代、多くの情報が溢れているなかで、どれが信用出来るものなのか見極める力が必要となっています。

その一方、新元素「ニホニウム」の名称決定、リオオリンピックでは過去最多41個のメダル獲得、流行語大賞にもなった「神ってる」、広島東洋カープの25年ぶりリーグ優勝、大隈氏のノーベル医学生理学賞受賞は、日本に明るいニュースを届けてくれました。

労使を取り巻く環境は、長時間労働の是正、育児・介護離職の防止、高齢者の活用や非正規雇用者の同一労働同一賃金が議論され、多くの法改正や制度変更が予想されます。

本年の弊所の企業支援メニューですが、急増している労使間トラブル対策として、引き続き【労使トラブル未然対策のご提案】をはじめ、【採用時の適性診断サービス】、また、雇用に対して国が力を入れている【助成金活用診断サービス】と、本年もより充実したサービスを提供し、安心して業務に専念できる環境づくりに努めて参ります。

是非、お気軽にご相談いただければと思います。

この一年が皆様にとりまして、「運気をとり込む」一年となりますよう御祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新・人事マネジメント戦略



副業・兼業のススメ?!
～働き方改革の促進～

田中社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 田中 洋

昨年、総理官邸において「働き方改革実現会議」が2度に渡り開催されました。長時間労働の是正や同一労働同一賃金が話題ですが、この他にも、兼業・副業の促進や雇用契約にとらわれない働き方の促進といった「柔軟な働き方」について、ガイドラインの制定も含めて、副業等をしやすくするための環境整備を進める方針で動き出しています。

もし、副業を容認した場合どのようなことに注意するべきなのか、メリットは何なのかなどを今月号より特集していきます。



副業・兼業とは…?

副業・兼業とは、どのようなものを言うのでしょうか？

- 副業 … 本業のかたわらにする仕事
本業を主体とし、本業よりも低い労力で行う仕事
- 兼業 … 本業のほかに他の事業・仕事を兼ね行うこと
二つの仕事を同程度の労力で行っていること（諸説あり）

様々な理解や言い方がありますが、副業も兼業も「本業ではない」ところで収入を得るものとなるかと思います。

イメージとしては、上記のように、副業は隙間時間を使った単発のアルバイトやアフィリエイトなどの収入、兼業は別の会社にも就業する（ダブルワーク）などの意味合いで使われることが多いようです。



なぜ今、副業なのか…？！

日本では長く終身雇用制度が取られ、一つの企業に就職した後、そのままその会社で定年を迎えることが多く、また、年功序列の賃金制度により、将来設計なども立てやすかったことから、副業・兼業（以下、副業）というと、会社で特に規制がなかったとしても、本業で手を抜いているのでは？ なにか借金があるのだろうかなど、あまり良いイメージはありませんでした。

では、今なぜ副業なのでしょう？



政府は「働き方改革」として、副業を促進する環境整備を進めようとしています。柔軟な働き方ということを謳っていますが、背景には急速に進む少子高齢化による人材不足や、景気が停滞し、なかなか上がってこない労働者の給与水準など様々な要因が考えられます。

人手不足となれば、一昔前に3K（危険、汚い、キツイ）と言われていたような業界や、新3K（帰れない、給料が安い、厳しい（または、休暇が少ない））などイメージだけで敬遠される業界は人材確保自体が難しくなります。また大手企業にとっても、優秀な人材確保は大切です。優秀な人材であればあるほど、ヘッドハンティングやより自分を高く、環境の良い職場への転職をいとも簡単にしてしまいます。

副業を容認するメリットは？！

中小企業庁が行った「平成26年度兼業・副業に係わる取組み実態調査事業報告書」によると、副業を容認している企業は14.7%。対して、労働者の意識としては、副業賛成が73%（株式会社もしもによる副業促進に関する意識調査より）という結果がでています。副業を容認することでどんなメリットがあるのでしょうか？

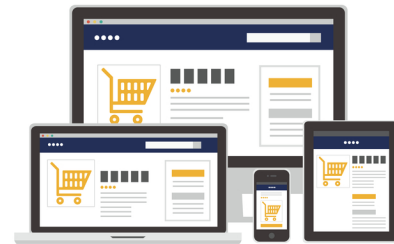
- | | |
|------|--|
| 企業側 | <ul style="list-style-type: none">・人材確保がしやすい（副業を容認することで転職防止となる）・スキルアップや人脈が拡大し、それが本業で活かされ新規事業成長が見込めるなど |
| 労働者側 | <ul style="list-style-type: none">・キャッシュポイントが増える・社員の身分のまま、キャリア開発のチャレンジが出来るなど |

ロート製薬は、昨年の2月から「社外チャレンジワーク制度」をスタートさせました。「企業の枠を超えた働き方、そして社外の人と共に働くことで、社内では得られない大きな経験をすることができ、本人の成長にもつながります。会社の枠を超えることで大きな成長につながり、自立・自走する人を育てることができると確信しました。」と制度導入についてのメリットをあげています（ロート製薬HPより抜粋）。

副業を容認する場合の注意点とは…？

副業は多くの企業で今も禁止となっている場合が多いものです。一度 OK を出すとなかなか再度禁止にするのは難しくなります。容認する場合に注意しなければならないものとして、以下のことを労使ともにクリアしておく必要があります。

- どんな副業を OK とするのか？
- 労働時間
- 時間外割増賃金の支払い
- 雇用保険、社会保険加入、保険料負担について
- 労災が起こった場合の対応



どんな副業を OK とするのか？

憲法では職業選択の自由があり、裁判例でも副業については、副業をしたことによる懲戒処分が有効か無効かを争われた例で様々な解釈がなされてきましたが、副業自体については「原則、労働時間以外をどのように利用するかは労働者の自由であり、全面禁止は許されない」という判断がされています(小川建設事件 東京地決昭57.11.19)。ただし、「やむを得ない事由がある場合」は例外とされています。

つまり、本来は副業を全面禁止とすることは NG ですが、やむを得ない事由がある場合は例外として、「会社の承諾を必要とする就業規則の規定を設けることは不当ではない」ということとなります。

やむを得ない事由

1. 副業が不正な競合に当たる場合
2. 営業秘密の不正な使用、開示を伴う場合
3. 労働者の働きすぎによって人の生命または健康を害するおそれがある場合
4. 副業の態様が使用者の社会的信用を傷つける場合



具体的には、競合会社の役員に就任し、業務を行う、営業秘密等を使用し副業の会社で仕事をする、社会的な信用が大切な会社において風俗店で働くなどがあります。

これらを参考に、会社においてどんな副業であれば容認するのかをあらかじめ決めておく必要があります。また、容認する場合は許可制を取るようにすると、良いかと思えます。届出制よりは許可制とする方が、副業を認める・認めないの審査も出来るからです。

許可するしないの審査の際に、ヒアリングを実施し、やむを得ない事由に該当しないかどうかをしっかりと確認した上で、許可を出すようにしましょう。

今回は、実際に容認した場合の注意点について具体的に見ていきます。

I NFORMATION



2017年1月の人事・総務カレンダー

- 会社行事予定・年間業務カレンダーの作成
- 年賀状返礼・新年会の準備
- 源泉所得税の納付（納期特例の適用を受けている場合を含む）
「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は、1月20日（金）となっています。
- 償却資産申告書作成と提出・各種法定調書・合計表の作成と税務署への提出
- 給与支払報告書・総括表の作成と市区町村への提出
- 年末業務などの再確認（賞与支払届の提出漏れなどはありませんか？）



Current Topics

★朝日東京本社に是正勧告 違法な長時間労働 | 中央労働基準監督署

朝日新聞東京本社が財務部門の20代男性社員に労使協定の上限を超す違法な長時間労働をさせたとして、中央労働基準監督署（東京都）から是正勧告を受けていたこと分かりました。是正勧告は12月6日付。同社が長時間労働で是正勧告を受けたのは初めてとのことですが…。

★正社員の年収は442万円、前年比2万円増 | 民間調査

インテリジェンスが運営する転職サービスDODA（デュダ）が、12月5日に発表した「平均年収ランキング2016」によると、2016年の平均年収は前年比2万円増の442万円で、3年ぶりにプラス。86職種のランキングは、1位「投資銀行業務」（777万円）、2位「運用（ファンドマネジャー等）」（773万円）、3位「MR」（710万円）とのこと…。

★賃金を引き上げた企業86.7%、前年を上回 | 厚労省調査

厚生労働省は12月1日、2016年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。2016年中に1人平均賃金の引き上げを実施・予定する企業は86.7%で、前年（85.4%）を上回る。改定額（予定を含む）は5,176円で、前年（5,282円）を下回り、改定率は1.9%で前年と同水準。調査は8月に実施、常用労働者100人以上を雇用する企業1,709社について集計したもの。

■編集後記

2017年干支十二支の10番目となる酉年は、9番目の干支である申（さる）と11番目の干支である戌（いぬ）との喧嘩を仲裁する為に、猿と犬の間である10番目の干支になったと言われています。酉年の酉は「とりこむ」に通じると言われており、商売などには非常に縁起がいい年とも言われています。

今年一年が皆様にとって、素晴らしい年となりますようご祈念いたします。

田中社会保険事務所だより Vol.1701

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2017年1月15日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通2-32

星ヶ丘イーストビル2階A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: tsr@waltz.ocn.ne.jp